



## 神納東地域まちづくり協議会



## 設立総会

日時：平成24年3月14日 午後7時

場所：神林農村環境改善センター



## はじめに

平成20年4月に5市町村が合併して誕生した村上市。

新潟県下で最も広い面積を有し、海山川の豊かな自然や先人が培ってきた歴史や伝統文化などの誇れる地域資源が数多く存在します。

しかし一方では、少子高齢化の進展により、自治活動の維持継続に困難をきたす地域や暮らしそのものにも不安を抱える地域が現れようとしています。

そのため、村上市では、市の将来像に「元気“eまち”村上市」を掲げ、「住んでいて良かった」、「これからも住みつけたい」と思っていただけのように「定住の里づくり」を重点戦略とし「市民協働のまちづくり」を推進しています。

当、神納東地域では、まちづくり協議会の立ち上げを目指し、平成23年10月に地域住民の代表者による設立準備会を設置しました。第一歩として、市民協働のまちづくりアンケート「みんながの声」や集落での聞き取りを実施したところ、地域の課題や将来に対し期待をする声が多く寄せられました。

設立準備会では、皆さんからいただいた声を大切にしながら、地域に求められているまちづくりを推進するため、本日ご審議いただく素案を作成しました。

神納東地域のまちづくりが、地域に根ざす活動となるように、皆さんと共に取り組みを進めたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。



# 次 第

1. 開 会
2. 設立準備会 会長あいさつ
3. 来賓紹介
4. 議長の選出
5. 議事録署名人の選任
  
6. 報 告  
「神納東地域まちづくり協議会」設立準備会活動報告について
  
7. 議 事  
第1号議案 神納東地域まちづくり協議会規約（案）の承認について  
第2号議案 会長及び副会長の承認について  
第3号議案 監事の選出について  
第4号議案 神納東地域まちづくり計画（案）の承認について  
第5号議案 平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について
  
8. 議長退任
9. 来賓祝辞
10. 閉 会

代議員及び運営委員名簿 No. 1

平成24年3月14日現在

番号	役職	氏名	集落	備考
1	代議員	中山 岳雄	里本庄	評議委員
2	代議員	磯部 健善	里本庄	
3	代議員	中山 豪	里本庄	
4	代議員	渡邊 節子	里本庄	
5	代議員	磯部 佐和子	里本庄	
6	代議員	木村 賢次	山屋	評議委員
7	代議員	斎藤 利市	山屋	
8	代議員	斎藤 進	山屋	
9	代議員	木村 ゆみ子	山屋	
10	代議員	斎藤 文子	山屋	
11	代議員	中村 悦夫	上助渚	評議委員
12	代議員	中村 喜三男	上助渚	
13	代議員	八藤 後清	上助渚	
14	代議員	八藤 後知佳子	上助渚	
15	代議員	八藤 後瑞枝	上助渚	
16	代議員	山崎 明人	下助渚	評議委員
17	代議員	加藤 芳明	下助渚	
18	代議員	横山 昌典	下助渚	
19	代議員	遠山 美奈子	下助渚	
20	代議員	加藤 奈美	下助渚	
21	代議員	内山 秋善	志田平	評議委員
22	代議員	内山 久男	志田平	
23	代議員	内山 マサ子	志田平	
24	代議員	内山 一秋	志田平	
25	代議員	木村 晃一	志田平	

代議員及び運営委員名簿 No. 2

平成24年3月14日現在

番号	役職	氏名	集落	備考
26	代議員	平山俊次	七湊	評議委員
27	代議員	佐藤秀夫	七湊	
28	代議員	平山藤栄	七湊	
29	代議員	平山幸	七湊	
30	代議員	佐藤智恵美	七湊	

番号	役職	氏名	集落	備考
1	運営委員	磯部久人	里本庄	
2	運営委員	中山忠勝	里本庄	
3	運営委員	島田薫	山屋	
4	運営委員	斎藤辰弥	山屋	
5	運営委員	八藤後敬一	上助測	
6	運営委員	鈴木禎明	上助測	
7	運営委員	横山房夫	下助測	
8	運営委員	横山光治	下助測	
9	運営委員	木村太文	志田平	
10	運営委員	木村重幸	志田平	
11	運営委員	寺澤毅	七湊	
12	運営委員	松浦直樹	七湊	

(敬称略)

## 「神納東地域まちづくり協議会」設立準備会活動報告

### ■ 会議経過

- 第1回設立準備会（平成23年10月14日）
  - ・市民協働のまちづくり内容確認
  - ・準備会規約の承認
  
- 第2回設立準備会（10月24日）
  - ・準備会役員を選出
  - ・準備会スケジュールの確認
  - ・住民アンケート及び集落聞き取りの実施承認
  
- 市民協働のまちづくりアンケート「みんなの声」実施  
（11月1日～11月20日）
  
- 神納東地域集落聞き取り（11月9日～11月22日）
  
- 第3回設立準備会（11月28日）
  - ・住民アンケート及び集落聞き取り結果報告
  - ・協議会規約案及びまちづくり計画案の検討
  
- 第4回設立準備会（平成24年1月19日）
  - ・グループ討議
  - ・協議会規約案及びまちづくり計画案の作成
  
- 第5回設立準備会（2月6日）
  - ・集落区長への素案説明
  
- 第6回設立準備会（3月2日）
  - ・設立総会の打合せ

### ■ まちづくり新聞の発行

- ・まちづくり新聞（準備会第1号） 平成23年11月1日発行
- ・まちづくり新聞（準備会第2号） 平成24年1月13日発行
- ・まちづくり新聞（準備会第3号） 平成24年2月15日発行

## 第1号議案

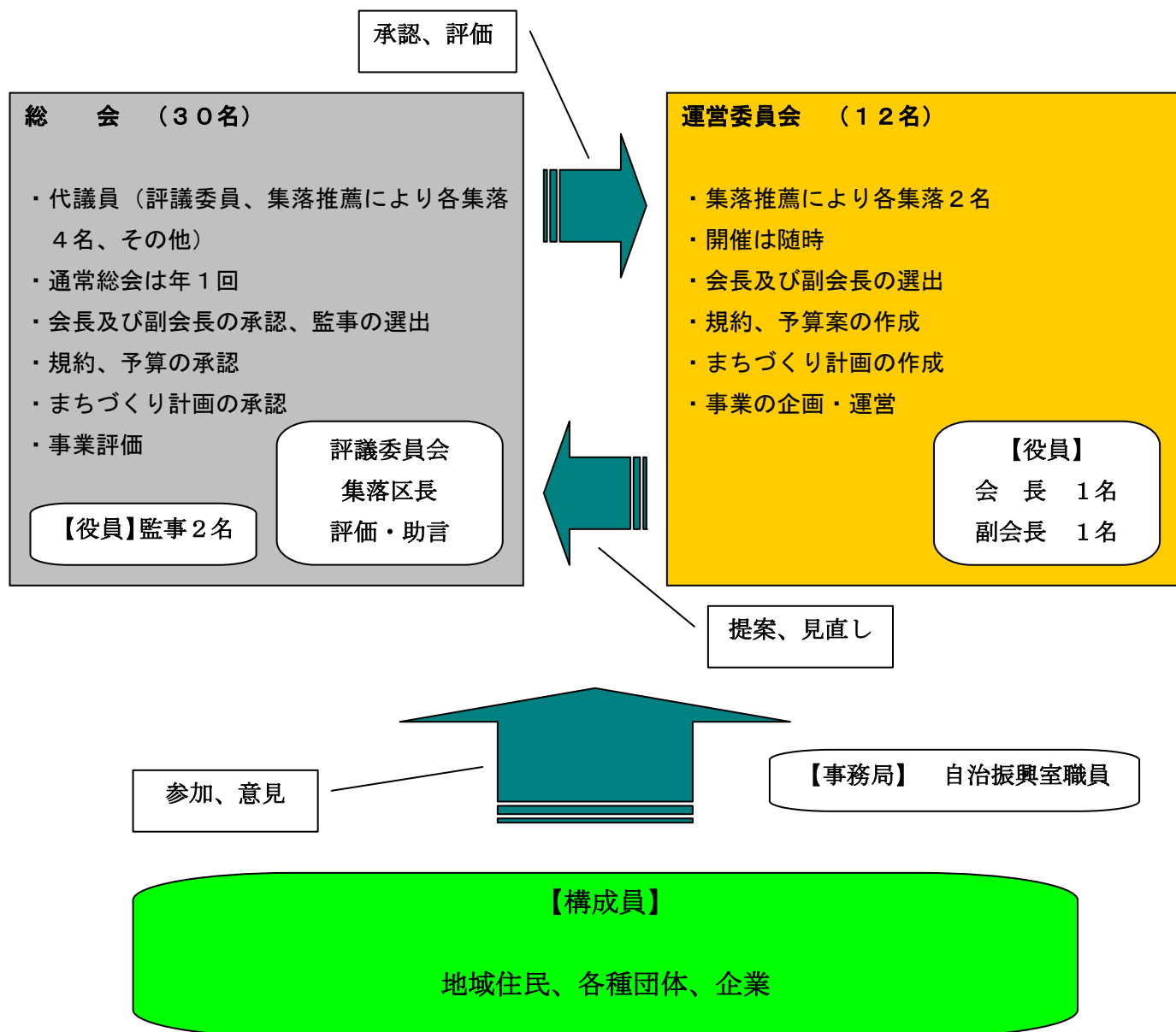
### 神納東地域まちづくり協議会規約（案）の承認について

神納東地域まちづくり協議会規約を別紙案のとおり定めたいので承認を求めます。

平成24年 3月14日提出

平成24年 3月14日承認

### 神納東地域まちづくり協議会 組織図（案）





## 神納東地域まちづくり協議会規約

平成24年 3月14日制定

### (名称)

第1条 本会は、神納東地域まちづくり協議会と称する。

### (事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、村上市神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前56番地）に置く。

### (目的)

第3条 本会は、地域に暮らす住民自らが、地域の特性を話し合い、創意と工夫を活かし、協力して活動することにより、活気と魅力あふれる住みよいまちづくりを実践し、将来にわたって推進していくことを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

### (構成)

第5条 本会は、神納東地域に居住する人及び神納東地域で事業を実施する個人若しくは法人又は神納東地域で活動する各種団体をもって構成する。

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、運営委員において互選し、総会の承認を得る。
- 3 監事は、運営委員を除く構成員の中から総会において選出する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 5 監事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(運営委員)

第8条 運営委員は、神納東地域の居住者で、別表1の基準により各集落から選出する。

- 2 運営委員は、運営委員会において、総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議する。
- 3 運営委員は、総会に出席し、総会に付議した事項及び本会の運営について説明しなければならない。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員は、代議員を兼務することができない。

(評議委員)

第9条 評議委員は、神納東地域を構成する集落区長とする。ただし、集落区長が運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

- 2 評議委員は評議委員会において、本会の運営に係る評価、助言を行うものとする。
- 3 評議委員の任期は、集落区長の任期とする。

(代議員)

第10条 代議員は、次により選出する。

- (1) 評議委員
  - (2) 神納東地域の居住者で、別表2の基準により集落の推薦を受けた者
  - (3) 本会の趣旨に賛同し、その活動に参画する者で、運営委員会の推薦を受けた者
- 2 代議員は総会において、運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。
  - 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 評議委員会

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、出席した代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状による代理出席を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、第19条に規定する場合を除き、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
  - (3) 会長及び副会長の承認に関すること。
  - (4) 監事の選出に関すること。
  - (5) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
  - (6) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 代議員の現在数及び出席者数（委任状による代理出席者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(評議委員会)

第15条 評議委員会は、評議委員をもって構成する。

- 2 評議委員会は、本会の運営に係る評価、助言を行う。

- 3 評議委員会は、会長又は評議委員の求めに応じ、開催することができる。
- 4 評議委員会の議長は、出席した評議委員の中から選出する。

(事務局)

第 16 条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局員を置く。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第 17 条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができる。

(監査)

第 18 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の改正)

第 19 条 この規約は、総会において出席した代議員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ改正することができない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 20 条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収支及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取り組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。

別表1 運営委員の選出基準（第8条第1項関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	2名
山 屋		2名
上助渕		2名
下助渕		2名
志田平		2名
七 湊		2名

別表2 集落の推薦による代議員の選出基準（第10条第1項第2号関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	4名
山 屋		4名
上助渕		4名
下助渕		4名
志田平		4名
七 湊		4名

※但し、推薦にあたっては、年齢、性別などに配慮するものとする。

## 第2号議案

### 会長及び副会長の承認について

神納東地域まちづくり協議会の会長及び副会長の選出について、次のとおり承認を求めます。

平成24年 3月14日提出

平成24年 3月14日承認

役 職	氏 名	備 考
会 長	八 藤 後 敬 一	
副会長	島 田 薫	

(敬称略)

第3号議案

監事の選出について

神納東地域まちづくり協議会の監事について、次のとおり選出する。

平成24年 3月14日選出

役 職	氏 名	備 考
監 事	木 村 賢 次	
監 事	中 村 悦 夫	

## 第4号議案

### 神納東地域まちづくり計画（案）の承認について

神納東地域まちづくり計画を制定したいので、別紙案により承認を求めます。

平成24年 3月14日提出

平成24年 3月14日承認



# 神納東地域まちづくり計画(実施年度:H24年度~H26年度)

## 1. まちづくりの基本理念、将来像

### 基本理念

心やさしく安全に暮らせる神納東  
 ~ 笑顔があふれる集落・地域を目指して ~

### <目指すべき地域の将来像>

- ・生活の安定と利便性を維持し、いつまでも家族一緒に暮らせる集落・地域
- ・豊かな自然環境を守り、人と自然がふれあうことができる集落・地域
- ・みんなで話し合い、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる集落・地域

## 2. 地域の特徴、課題

神納東地域は、旧神林村の北部に位置し、旧村上市に接する農村地帯である。南北に、JR羽越本線、日本海東北自動車道(村上瀬波温泉IC)と国道7号が縦断し、東からは国道290号が接続する交通の要衝であり、交通量が多い地域となっている。土地のほとんどが田と山林によって占められており、米作主体の農業が中心だったが、近年は交通の利便さから、国道7号線沿いを中心に事業所や店舗、ショッピングセンター等が進出してきている。

当地域の居住人口は、約400世帯、1,400人程度である。6つの集落により構成されており、各集落がコミュニティの中心として活動している。また、神納東小学校を中心とした地域コミュニティがあり、6集落の交流の場となっている。

自然に恵まれ、集落を中心とした人付き合いを通し、安全安心な暮らしがある。交通・買い物の便にも恵まれており、近年では他地域からの転入も見られる。しかし、少子高齢化や働き場の減少とともに、居住人口は減少傾向であり、高齢者世帯が増加している。就業形態、趣味・趣向の多様化や子どもの減少による地域活動等の停滞、近所付き合いの希薄化が懸念される一方、交通網の拡充に伴う事故や犯罪の増加に対する不安も高まっている。

現在の安全安心な暮らしを守り、魅力あふれる元気なまちづくりを推進するためには、地域の力が不可欠であり、住民と行政が一体となって取り組むことが求められている。

## 5. 事業評価と計画の見直し(平成26年度中)

評議委員会	・事業の評価 ・協議会への助言
運営委員会	・事業計画の立案 ・事業計画の見直し

## 3. 事業実施の基本方針と具体的な取り組みの方向性

### 4つの基本方針

- 1 地域の景観を整備することにより、快適な生活空間をつくります。
- 2 集落内の人と人とのつながりを深め、安全安心な生活を守ります。
- 3 世代間の交流を進め、助け合いの気持ちを育みます。
- 4 小学校区単位での活動を支援し、集落を越えた交流の場をつくります。

### 具体的な取り組みの方向性

- ・身近な所に花や緑を植えることによる快適な生活空間の創出
- ・ゴミの不法投棄の抑止効果による生活環境悪化の防止
- ・多くの人が行き交う場所の景観美化による地域PR
- ・住民参加による地域内交流の促進と花や緑に対する意識醸成
- ・住民同士の交流促進による防犯、防災機能の強化
- ・住民自ら集落内の課題解決を図る取り組み
- ・郷土に対する理解と愛着を深めることによる伝統行事の活性化
- ・世代間の相互理解による互惠関係の構築
- ・集落内、地域内での相互扶助の意識醸成
- ・世代間の交流促進による地域活動の活発化
- ・生活を豊かにするレクリエーションの場の創出
- ・地域内集落の協力関係の構築
- ・地域の将来を担う人材の育成と仲間づくり

## 4. 事業計画年度

事業項目	実施年度			備考
	24	25	26	
1 地域の景観を整備することにより、快適な生活空間をつくります。	→			重点実施
2 集落内の人と人とのつながりを深め、安全安心な生活を守ります。	→			
3 世代間の交流を進め、助け合いの気持ちを育みます。	→			
4 小学校区単位での活動を支援し、集落を越えた交流の場をつくります。	→			

第5号議案

平成24年度事業計画及び収支予算（案）の承認について

平成24年度の事業計画及び収支予算について、別紙案により承認を求めます。

平成24年 3月14日提出

平成24年 3月14日承認

# 平成24年度 事業計画書

神納東地域まちづくり協議会

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備考
1 環境保全及び改善	(1)花いっぱいプロジェクト				
	①花いっぱいプロジェクトの推進	4～3月	全世帯	・神納東地域まちづくり計画を実現するための方策を、運営委員が中心となって検討し、住民参加で実施する。	重点実施
2 集落活動支援	(2)集落活動支援				
	①集落活動支援	4～3月	全世帯	里本庄 集落の炭焼き小屋を補修し、地域の交流拠点として整備する。炭焼き技術の継承、子どもの体験イベント等を計画。	上限額を設定し、集落が取り組む事業を支援する。
				山屋 8月に集落盆踊りを実施し、地域の交流を深める。笛、太鼓、盆唄の継承、世代間の協力による集落の活性化。	
				上助淵 集落の公園を適切に管理することで、公園の利用を促し、地域住民の交流の場とする。除草器によるグラウンド整備。	
				下助淵 集落の伝承芸能(剣舞、獅子舞)を通じて、子ども達の健全な成長を願うとともに、集落の活性化を図る。横笛の購入補助。	
				志田平 集落の収穫感謝祭を開催し、子どもからお年寄りまで参加できる交流の場をつくる。餅つき、豆腐・ピザ作り体験、作品展等。	
七湊 集落の収穫感謝祭を開催し、子どもからお年寄りまで参加できる交流の場をつくる。集落清掃、カラオケ、餅つき、大鍋イベント。					
3 健康及び福祉増進	(3)神林地区敬老会				
	①神林地区敬老会	6月	全世帯	・神林地区敬老会実行委員会に参画し、実施する。	
4 地域コミュニティ振興	(4)神納東地域運動会				
	①神納東地域運動会	10月	全世帯	・神納東地域まちづくり計画を実現するための方策を、運営委員が中心となって検討し、住民参加で実施する。	
5 協議会運営	(5)協議会運営				
	①まちづくり講座、研修会の開催	4月～3月	全世帯	・まちづくり講座や研修会を開催し、まちづくりに対する理解と意識向上を図る。	
	②まちづくり新聞の発行	4月～3月	全世帯	・まちづくり新聞を発行し、まちづくり事業の情報を公開するとともに、まちづくりへの参加意欲を高める。	

# 平成24年度 収支予算書

神納東地域まちづくり協議会

## 収入

(単位:円)

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,061,000	-	-	
2 諸収入	26,000	-	-	準備会繰越金
合 計	1,087,000	-	-	

## 支出

(単位:円)

区 分	事 業	本年度	前年度	比 較	説 明
1	環境保全及び改善経費	300,000	-	-	
	1 花いっぱいプロジェクト	300,000	-	-	
2	集落活動支援経費	180,000	-	-	
	1 集落活動支援	180,000	-	-	6集落 × 30,000円
3	健康及び福祉増進経費	50,000	-	-	
	1 神林地区敬老会	50,000	-	-	
4	地域コミュニティ振興経費	150,000	-	-	
	1 神納東地域運動会	150,000	-	-	
5	協議会運営経費	406,000	-	-	
	1 運営委員報償費	180,000	-	-	運営委員12名 × 15,000円
	2 役員報償費	15,000	-	-	会 長 10,000円 副会長 5,000円
	3 費用弁償	10,000	-	-	2,000円 × 5回
	4 会議費	11,000	-	-	お茶代等
	5 研修費	150,000	-	-	まちづくり講座、先進地視察
	6 運営事務費	40,000	-	-	事務費、広報経費等
6	予備費	1,000	-	-	
	合 計	1,087,000	-	-	

収支差引き残高0円

※予算に定められた各区分の金額に過不足が生じた場合は、運営委員会の承認により、他の区分に流用することができることとする。